

# 滞納処分等実施規程について（案）

平成21年7月28日

1. 滞納処分等実施規程について	…	1
2. 滞納処分等実施規程に記載する事項（案）	…	1
3. 滞納処分等実施規程の構成（案）	…	2
4. 滞納処分等実施規程（案）の概要	…	2
（参考）・厚生年金保険・健康保険の徴収事務の流れ	…	6
・国民年金の徴収事務の流れ	…	7
関係条文	…	8

## 1. 滞納処分等実施規程について

権力的な性格を有する滞納処分について、行政機関ではない日本年金機構に行わせるに当たり、

- ①当該業務の公正性、客観性を担保するための措置
- ②行政機関の監督体制を確保するための措置

のひとつとして、機構は「滞納処分等実施規程」を定め、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、当該規程に従い、滞納処分等を行うものとされている。

## 2. 滞納処分等実施規程に記載する事項

滞納処分等実施規程には、法律上、「差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項」を記載することとされており、厚生労働省令で定める予定の事項は、以下のとおり。

- ①滞納処分等の実施体制
- ②滞納処分等の認可申請
- ③滞納処分等の実施時期
- ④財産の調査
- ⑤差押えを行う時期
- ⑥差押財産の選定
- ⑦財産の換価
- ⑧納付及び換価の猶予
- ⑨その他滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要な事項

### 3. 滞納処分等実施規程の構成（案）

滞納処分等実施規程は、全5章、31条により構成

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 滞納処分等（第8条―第23条）

第3章 納付の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止（第24条―第26条）

第4章 厚生労働大臣による権限の行使（第27条）

第5章 雑則（第28条―第31条）

附則

### 4. 滞納処分等実施規程（案）の概要

#### ①滞納処分等の実施体制（第6条関係）

機構が行う滞納処分等は、厚生労働大臣の認可を受けて、理事長が任命する職員（徴収職員）が行わなければならない。

徴収職員は年金事務所及び地方ブロック本部に配置し、年金事務所に配置された徴収職員は、原則として、管轄区域内に所在する事業所若しくは事務所を有する納付義務者又は居住地を有する納付義務者に係る滞納処分等を実施する。

なお、滞納処分等の効率的かつ効果的な実施のため必要があると認めるときは、配置された年金事務所の管轄区域外に所在する事業所若しくは事務所を有する納付義務者又は居住地を有する納付義務者に係る滞納処分等を実施することができるものとする。

また、地方ブロック本部に配置された徴収職員は、原則として、管轄する年金事務所が実施する滞納処分等のうち処理困難なものについて、年金事務所の徴収職員と共同して滞納処分等を実施する。

なお、滞納処分等の効率的かつ効果的な実施のため必要があると認めるときは、配置された地方ブロック本部の管轄区域外に所在する事業所若しくは事業所を有する納付義務者又は居住地を有する納付義務者に係る滞納処分等を実施することができるものとする。

#### ②滞納処分等の認可申請（第9条関係）

##### 【通常分】

- ・機構は、国税滞納処分の例による処分に関する要件を満たす保険料等について、毎月一定時期を定めて、厚生労働大臣に対して滞納処分等の認可の申請をしなければならない。

(注1) 国税滞納処分の例による処分に関する要件

- ①滞納者が督促を受け、その督促に係る保険料をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき
- ②納税者が督促状に指定する期限（繰上請求の保険料については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき

(注2) 督促の要件

厚年・健保：納期限を経過した全ての保険料について、期限を指定して督促を行わなければならない。

国年：納期限を経過した複数月の保険料について、期限を指定して督促を行うことができる。

#### 【緊急分】

##### ○ 厚生年金、健康保険料等

- ・繰上徴収の要件を満たす場合には、速やかに、厚生労働大臣に対して滞納処分等の認可の申請をしなければならない。

##### ○ 国民年金保険料等

- ・次に掲げる要件に該当する場合には、督促状の発送手続を行い、督促状に指定する期限を経過し、かつ、納付が確認できない場合は、速やかに、厚生労働大臣に対して滞納処分等の認可の申請をしなければならない。

- 一 納付義務者が国税、地方税その他公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき
- 二 納付義務者が強制執行を受けるとき
- 三 納付義務者に帰属する財産に競売の開始があったとき
- 四 納付義務者が破産手続開始の決定を受けたとき

#### ③滞納処分等の実施時期（第10条関係）

機構は、厚生労働大臣の認可を受けた後、以下に掲げる事由のいずれかに該当すると判断された場合に、滞納者に対して速やかに滞納処分等を実施しなければならない。

- 一 社会保険各法に規定する保険料等について、督促状に指定する期限までに完納されない場合で、納付督促を行ったにもかかわらず、自主納付による滞納解消の見込みが認められないとき
- 二 厚生年金、健康保険料等について、繰上徴収を行った場合で、指定する期限までに完納されないとき
- 三 国民年金保険料等について、緊急分として手続きを行った督促状に指定する期限までに保険料等が完納されない場合など

#### ④財産の調査（第13条関係）

滞納処分の実施に当たっては、滞納者が差押えの対象となる財産を所有しているか、更に、滞納者の所有している財産の価額、譲渡性その他において、差し押さえることが適当であるかなどについて調査を行わなければならない。

財産調査の実施に当たっては、帳簿等の確実な調査及び捜索を実施するとともに、金融機関や官公署等の調査を実施する場合においても、文書照会にとどまることなく、できる限り調査先に赴いて、深度ある調査を行わなければならない。

### ⑤差押えを行う時期（第15条関係）

機構は、財産の差押えの実施に当たっては、督促状とは別に財産を差し押さえる旨を事前に通知又は納付の履行の確認をしなければならない。

当該通知又は納付催告をした場合においてもなお自主納付による滞納解消の見込みが認められないときは、速やかに差押えを行わなければならない。

### ⑥差押財産の選定（第17条関係）

差押財産の選定は、徴収職員が次に掲げる事項に留意の上、行うものとする。

- 一 第三者の利権を害することが少ない財産であること
- 二 滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること
- 三 換価に便利な財産であること
- 四 保管又は引揚げに便利な財産であること

差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を考慮の上、滞納処分執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。

### ⑦財産の換価（第21条関係）

差押財産の換価は、滞納者にとっては、自己の意思にかかわらず、強制的に財産を換価されることとなる。

また、その財産の上に抵当権、賃借権などを有する権利者にとっては、それらの権利が換価により消滅することとなるなど、差押財産の換価は、これらの者の権利及び利益に法律上及び事実上の重大な影響を及ぼすことから、次に掲げる事項に留意し、適正に実施しなければならない。

- 一 画一的に実施するのではなく、他に適切な滞納整理の方途がある場合にはその方法によるなど、滞納者の個々の実情を踏まえた上で、対象事案を適切に選定する
- 二 可能な限り高価有利に売却するため、公売広報の充実及び買受希望者の利便性の向上を図ることにより、可能な限り多くの人が公売に参加できる環境を整備し、公売市場の拡充に努める

### ⑧納付及び換価の猶予（第24条、第25条関係）

納付の猶予は、災害等、保険料の納付を困難にする一定の事由が生じた場合に、納付義務者の申請に基づき行うものであり、適正に執行しなければならない。

換価の猶予は、納付の猶予を受けている保険料等を除き、財産を直ちに換価することにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがある場合、又は、その執行を一定期間猶予する方が徴収上有利と認められる場合になどに、適正に執行しなければならない。

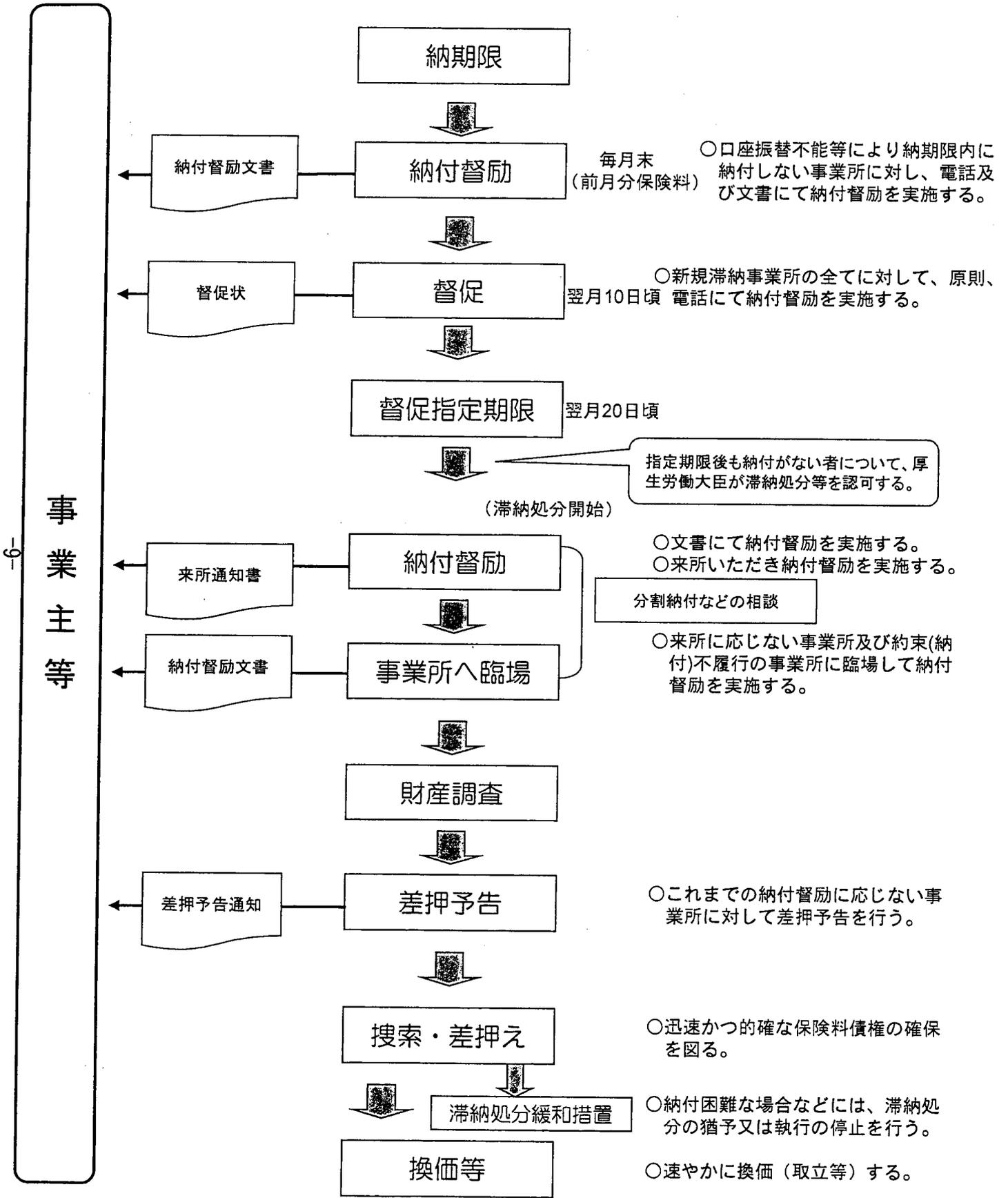
⑨その他滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要な事項

(滞納処分の執行停止) (第26条関係)

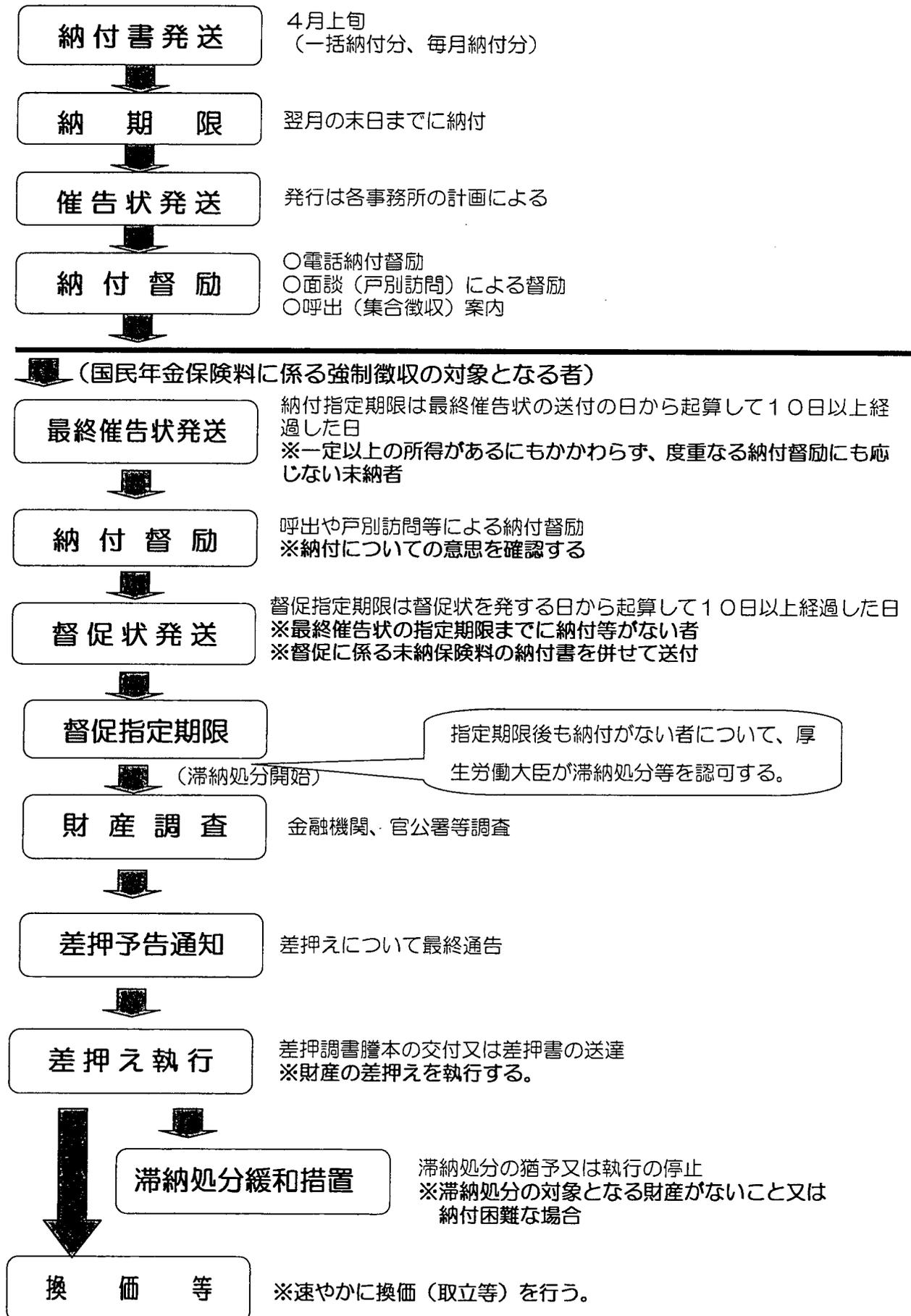
滞納処分の執行停止は、滞納者につき、滞納処分を執行することができる財産がない場合、滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある場合又はその所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明である場合に、適正に執行しなければならない。

(参考)

《厚生年金保険・健康保険の徴収事務の流れ》



## 《国民年金の徴収事務の流れ》



【関係条文】

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）～抜粋～

（保険料等の督促及び滞納処分）

- 第86条 保険料その他この法律（第9章を除く。以下この章、次章及び第7章において同じ。）の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第85条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。
- 2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。
  - 3 前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法第180条の規定によつて督促を受ける者であるときは、同法同条の規定による督促状に併記して、発することができる。
  - 4 第2項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日以上を経過した日でなければならない。ただし、第85条各号の一に該当する場合は、この限りでない。
  - 5 厚生労働大臣は、納付義務者が次の各号の一に該当する場合には、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。）に対して、その処分を請求することができる。
    - 一 第2項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき。
    - 二 第85条各号の一に該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。
  - 6 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、厚生労働大臣は、徴収金の100分の4に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。  
（機構が行う滞納処分等に係る認可等）
- 第100条の6 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第1項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。
- 2 前項の徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。
  - 3 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- （滞納処分等実施規程の認可等）
- 第100条の7 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（以下この条において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。
  - 3 厚生労働大臣は、第1項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、機構に対し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができる。

国民年金法（昭和34年4月16日法律第141号）～抜粋～

（督促及び滞納処分）

第96条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日以上を経過した日でなければならない。

4 厚生労働大臣は、第1項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、厚生労働大臣は、徴収金の100分の4に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

6 前2項の規定による処分によつて受け入れた金額を保険料に充当する場合には、さきに経過した月の保険料から順次これに充当し、1箇月の保険料の額に満たない端数は、納付義務者に交付するものとする。

（機構が行う滞納処分等に係る認可等）

第109条の6 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第1項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 前項の徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、厚生労働大臣の認可を受けて、機構の理事長が任命する。

3 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（滞納処分等実施規程の認可等）

第109条の7 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（以下この条において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 滞納処分等実施規程には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の公正かつ確実な実施を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第1項の認可をした滞納処分等実施規程が滞納処分等の公正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、機構に対し、その滞納処分等実施規程を変更すべきことを命ずることができる。

※ 健康保険法、船員保険法も同様の規定あり。

日本年金機構法（平成19年法律第109号）附則～抜粋～

（設立委員等）

第5条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。

2 （略）

3 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4・5 （略）

日本年金機構法附則第5条第3項に規定する厚生労働省令で定める規則等を定める省令（平成20年厚生労働省令第164号）～抜粋～

（法附則第5条第3項の認可を要する規則等）

第1条 日本年金機構法（以下「法」という。）附則第5条第3項の厚生労働省令で定める規則は、次に掲げる規則とする。

一 法附則第19条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第100条の7第1項に規定する滞納処分等の実施に関する規程

二 法附則第20条の規定による改正後の国民年金法（昭和34年法律第141号）第109条の7第1項に規定する滞納処分等の実施に関する規程

三 法附則第23条の規定による改正後の健康保険法（大正11年法律第70号）第204条の4第1項に規定する滞納処分等の実施に関する規程

四 法附則第25条の規定による改正後の船員保険法（昭和14年法律第73号）第153条の4第1項に規定する滞納処分等の実施に関する規程

五 法附則第61条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）第32条の4第1項に規定する滞納処分等の実施に関する規程

六 法附則第69条の2の規定による改正後の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）第19条第1項に規定する滞納処分等の実施に関する規程

2 （略）

国税徴収法（昭和34年法律第147号）～抜粋～

（身分証明書の呈示等）

第147条 徴収職員は、この款の規定により質問、検査又は搜索をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 この款の規定による質問、検査又は搜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。